

浜松いわた信用金庫
イメージキャラクター はみぃ

こどもNISA はじまる！

2026年度税制改正により、0歳から17歳の未成年者も2027年1月からNISA口座の開設が可能になり、子ども用の「つみたて投資枠」の利用ができるようになります。2026年4月時点での制度改正の内容についてご紹介いたします。

	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA		
利用対象年齢	その年の1月1日において0～17歳	その年の1月1日において18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円 → 18歳になったらこどもNISAの非課税保有額を含めて	1800万円	最大1200万円
非課税保有期間	無期限	無期限	
投資方法	積立	積立	一括・積立
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
引出し	基準年の前年12月31日まで原則として引出し不可※	制限なし	制限なし
売却後の再利用	可能	可能	可能

2026年度税制改正および「金融庁NISA特設ウェブサイト」をもとに作成
※ただし、その年の3月31日において12歳である年以後は、口座開設者本人の同意に基づき、口座開設者の教育費または生活費の支払いに充てる場合は一定の条件下で払出しが可能。基準年は、NISA口座開設者がその年3月31日において18歳である年。

2027年からのこどもNISA制度のポイント

POINT 1 0歳の赤ちゃんから口座開設が可能に

最大の特徴は、これまで18歳以上の人しかできなかったNISA口座の開設が、0歳から17歳の未成年でもできるようになる点です。これにより、お子様が生まれた直後から、将来に向けた資産形成をスタートさせることが可能になります。

POINT 2 利用できるのは「つみたて投資枠」のみ

こどもNISAで利用できるのは、子ども用の「つみたて投資枠」のみです。「成長投資枠」は対象外です。これは未成年の資産形成においてリスクを抑え、長期・積立・分散投資を促すためです。

POINT 3 非課税保有期間は「無期限」

かつてのジュニアNISA制度は非課税保有期間が5年間という制限がありましたが、こどもNISA制度の非課税保有期間は無期限です。お子様が成人するまで、あるいはそれ以降も、期限を気にすることなく長期的に運用を続けることができます。

POINT 4 親権者が代理で運用・管理

口座の名義はお子様本人になりますが、実際の運用指図や口座管理は、原則親権者（両親など）が代理で行います。親が子どもの将来のために、コツコツと積立を行う形が一般的となります。

POINT 5 成人後は自動的に大人のNISAの利用が可能

18歳（成人）に達した後は、そのNISA口座に成人用のつみたて投資枠と成長投資枠が設定され、ご本人が自ら資産運用を引き継ぐことができます。



2026年9月1日現在

浜松いわた信用金庫